

2026年5月15日

昇降機定期検査報告会社 ご担当各位

一般社団法人
北関東ブロック昇降機等検査協議会
事務局長 澁谷 雅人

既設「簡易リフト」の取扱いについて

拝啓、貴社ますますご清栄のことと心よりお喜び申し上げます。

また、平素より定期検査報告業務推進に格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

通知[[【法改正】建築基準法の規制対象とする昇降機範囲の見直し（簡易リフトの規制）のお知らせと周知のお願い\(KBSKK-2025-013：令和7年12月17日通知\)](#)]にてご案内しておりますが、令和7年11月1日より労働安全衛生法施行令第1条第1項第九号の簡易リフトに当たる昇降機については建築基準法の適用対象外とされ、これにより簡易リフトに当たる昇降機は定期検査報告の対象外となりました。

北関東ブロック管轄では、全特定行政庁との検討の上、既設簡易リフトについて以下の運用となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

■簡易リフトに当たる場合

簡易リフトの場合、積載容量に応じて以下の書類を北関東ブロックに提出してください。

書類は定期検査報告書と同様、北関東ブロック経由で特定行政庁に提出します。

書類の提出を受けて定期検査報告[対象]から[対象外]に変更します。

書類の提出がないものはこれまで通り定期検査報告[対象]となります。

積載容量 250kg 以上の場合	積載容量 250kg 未満の場合
以下2点を提出 ・対象外届【別紙1】※1 ・以下のいずれか1つ (1)労働基準監督署に提出されている簡易リフト設置報告書の写し (2)簡易リフト自己申告書【別紙2】※2	以下2点を提出 ・対象外届【別紙1】※1 ・簡易リフト自己申告書【別紙2】※2

※1：休廃止等標準様式を修正し、対象外届として利用できるようになりました。

修正版の様式は協議会ホームページに掲載済みです。

※2：国土交通省から通知された[【建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）](#)に添付された様式です。

■既に北関東ブロックに簡易リフトである旨の報告をしている物件について

恐れ入りますが簡易リフトである旨を報告済の物件についても書類の提出をお願いします。

以上

【簡易リフトの取扱いに関する連絡先】

一般社団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会 事務局(澁谷、栗山)

TEL：03-3518-5820

Mail：kitakan@kkbskk.or.jp

昇降機等 廃止届・休止届・仕様変更届・再使用届・対象外届 標準様式

下記の昇降機・遊戯施設について 廃止・休止・仕様変更・再使用・対象外 のため届け出ます。

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

電話 ()

記

協議会NO

1	所有者の住所・氏名			
2	管理者の住所・氏名			
3	建築物の概要	(1) 所在地		
		(2) 名称		
		(3) 用途		
		(4) 規模		
4	確認済証交付者 確認年月日及び番号	年	月	日 第 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年	月	日 第 号
6	前回検査年月日	年	月	日
7	昇降機等の概要	種 類		
		用 途		
		積載量・定員		
		定 格 速 度		
		整 理 番 号		
8	廃止・休止・仕様変更・再使用・ 対象外(注意3)の理由			
9	廃止・仕様変更・再使用 年月日	年	月	日
10	休止期間 (休止終了日が未定の場合、休止開始日のみ記入)	年	月	日 ～ 年 月 日
	※ 受 付 欄			

注意 1 ※欄は記入しないで下さい。

2 年月日は和暦（元号▲年）で記載して下さい。

3 対象外の理由が[労働安全衛生法施行令第1条第1項第九号に規定する簡易リフトのため]である場合、以下の資料を添付して下さい。

- ・積載荷重250kg以上の場合：労働基準監督署に提出されている簡易リフト設置報告書の写し、もしくは簡易リフト自己申告書
- ・積載荷重250kg未満の場合：簡易リフト自己申告書

簡易リフト自己申告書

年 月 日

今回設置するリフトは、この届出の時点において、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトに該当することを申告いたします。

申請者氏名 _____

設置事業場の事業の種類※ _____

設置するリフトの製造業者名 _____

設置するリフトの型番・積載荷重 _____

設置場所 _____

設置個数 _____

※ 事業の種類には、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目を記載してください

■ この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当しない場合には、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトには該当しないこととなります。
- (2) 申告内容が、事実と異なる又は用途変更等により異なることとなった場合は、設置されるリフトは、法令に規定する構造基準への適合等が求められることとなります。
- (3) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 202 条に基づき簡易リフト設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出した場合は、その写し等をもって、本自己申告書に代えることができます。同条に基づく報告書の提出要否については所轄労働基準監督署にご確認ください。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当しない場合は、簡易リフトに該当しないこととなります。

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものである
- せり上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものではない
- 荷のみを運搬することを目的とするものである
- 搬器の床面積が 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下である
- 建設用リフトではない

※ この申告書の提出にかかわらず、所轄労働基準監督署により、リフトを設置する事業場が労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げるものに該当しないと判断された場合には、当該リフトは法令への適合が求められることとなります。